盛岡市自治体経営改善方針及び実施計画

令和７年度～11 年度

―より優しく　より強い盛岡を目指して―

盛　岡　市

目　　次

第１　自治体経営改善方針について
１　自治体経営改善方針策定の背景と必要性
２　自治体経営改善方針の趣旨、集中取組期間及び目標
３　自治体経営改善方針における５つの柱
４　自治体経営改善方針の実効性確保

第２　具体的な取組について
１　事務事業の精査と見直し
⑴　全事務事業の精査
⑵　抜本的な事務事業の見直し
⑶　予算編成方式の見直し
２　受益者負担の見直し
⑴　公共施設の使用料見直し
⑵　職員の駐車場利用の有料化
３　積極的な歳入確保
⑴　基金の安全かつ効率的な運用の推進
⑵　税外収入の確保
４　大規模事業の実施時期等の見直し
⑴　予定される大規模事業の優先順位付け
⑵　公共施設保有最適化の推進
５　組織・定数の見直し
⑴　組織機構の見直し
⑵　定員の適正化
⑶　行政ＤＸの推進

盛岡市自治体経営改善の概念図

盛岡市総合計画基本構想

基本目標

共に目指す将来像

自治体経営の理念

自治体経営改善方針及び実施計画

５つの柱	取組項目
(1) 事務事業の精査と見直し	・全事務事業の精査
	・事務事業の抜本的見直し
	・予算編成方式の見直し
(2) 受益者負担の見直し	・公共施設の使用料見直し
	・職員の駐車場利用の有料化
(3) 積極的な歳入確保	・基金の安全かつ効率的な運用の推進
	・税外収入の確保
(4) 大規模事業の実施時期等の見直し	・予定される大規模事業の優先順位付け
	・公共施設保有最適化の推進
(5) 組織・定数の見直し	・組織機構の見直し
	・定員の適正化
	・行政ＤＸの推進

事業の選択と集中

持続可能な財政基盤

簡素で効率的な組織体制

より優しく　より強い　盛岡

第１　自治体経営改善方針について

１　自治体経営改善方針策定の背景と必要性

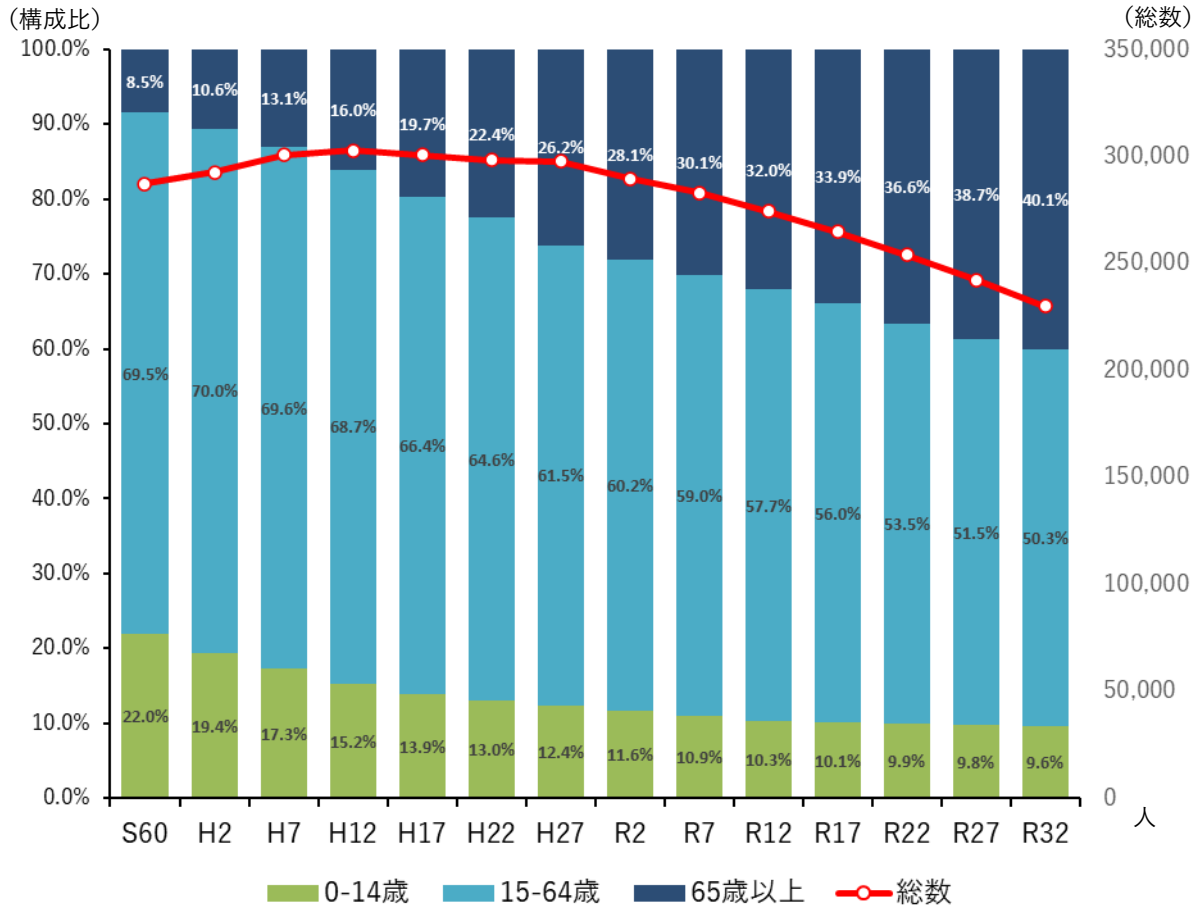
(1) 人口減少・少子高齢化の急速な進行

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくためには、将来の人口動態を念頭に、人手不足やインフラの老朽化など予測される事態に的確に対応しながら、持続可能な形で行政サービスを提供する必要があります。

そのためには、地元経済の活性化により税収確保を図ると同時に、行政サービスの重点化・効率化に取り組んでいくことが重要です。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても、地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現し、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することとされています。

今後の市の自治体経営に当たっては、地域社会を支える行財政基盤を確かなものにすることが前提となります。



盛岡市の年齢区分別人口構成

(2) 厳しい財政状況

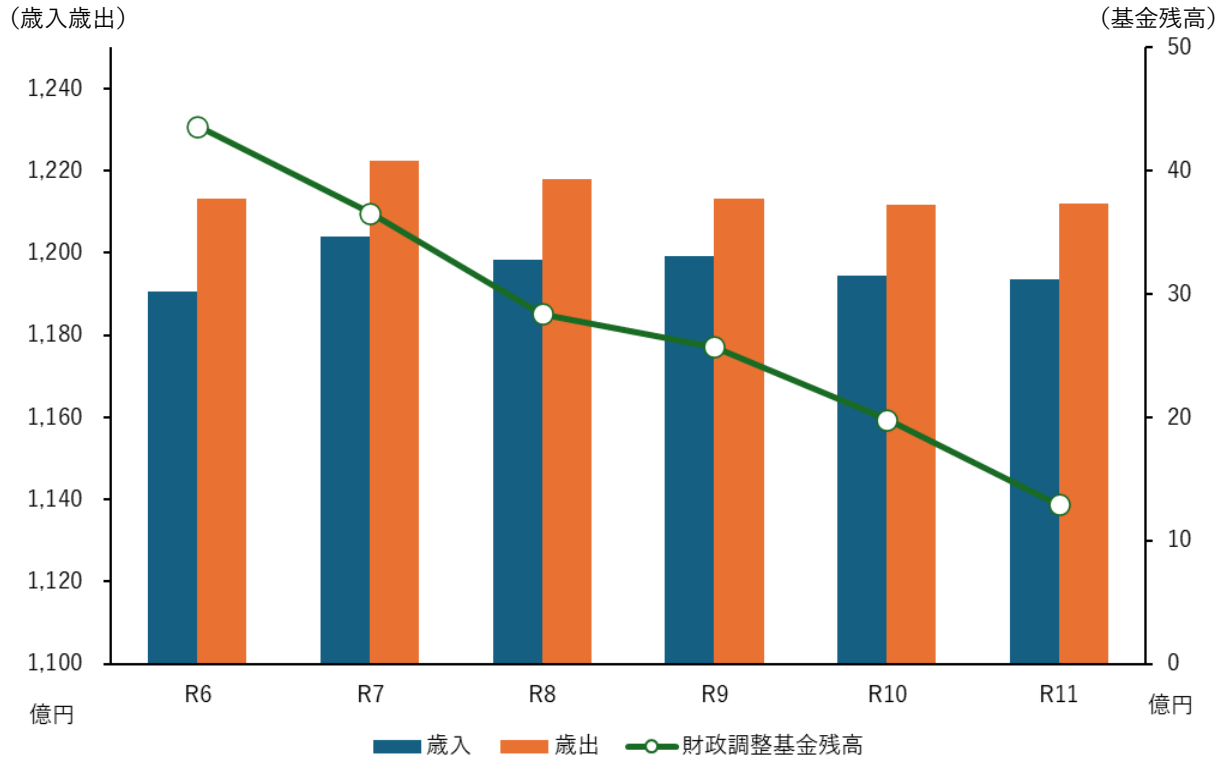
令和６年８月策定の盛岡市中期財政見通し（令和７年度から11年度まで）では、一定の条件の下での機械的な試算ではありますが、歳入においては、市税が税制改正等を反映して年度間の変動が生じるものの概ね増加の見込みであるほか、扶助費の増に伴い、国庫支出金、県支出金が増加の見込みとなっています。一般財源としては、地方譲与税及び交付金の増加傾向から、総じて増加する見込みです。

歳出においては、給与改定に伴う人件費の増加が見込まれるほか、退職手当は定年の段階的引き上げにより年度によって増加が生じる見込みであり、扶助費についても、これまでの傾向から、障がい福祉や子ども子育て施策の充実などにより大きく増加する見込みです。

以上の試算の結果、歳入歳出全体では、令和７年度以降、毎年約14億円から20億円の財源不足が見込まれ、財政調整基金の取崩しにより対応した場合、決算剰余金を積み立てたとしても、同基金の残高は令和11年度末に約13億円となります。この残高は、財政調整基金の適正残高の目安としている60億円（標準財政規模の１割）を大きく下回る額です。

財政調整基金の残高が急激に減少している原因としては、賃金の上昇や物価高騰に伴う人件費・物件費の増や、引き続く扶助費の増加などによる歳出の伸びが、歳入を上回っていることが考えられます。

さらに、盛岡広域ごみ処理施設整備や新たな学校給食センター整備などの大規模事業が今後予定されていることを考慮すると、相当厳しい状況にあると言わざるを得ません。



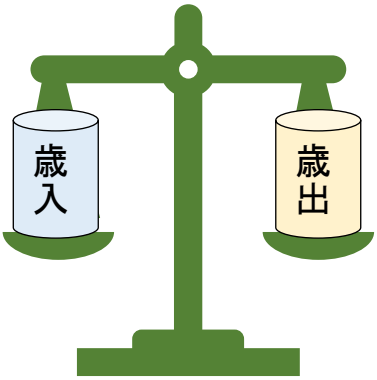
盛岡市中期財政見通し（R6.8）による歳入・歳出・財政調整基金残高の見込み

(3) 今後の自治体経営改善の取組

市ではこれまで、保育環境の充実により、待機児童数０人を達成したことや、盛岡の魅力向上を図る取組を進める中で、ニューヨーク・タイムズ紙に取り上げられたことなどの成果をあげ、雇用の創出や移住定住の促進を図る取組も展開し、さまざまな事業を実施してきました。

しかし、増加を続ける社会保障関連経費や今後老朽化が加速する公共施設等の維持・更新など多くの課題を抱える中、従来のペースで行財政運営を継続すれば、市民サービスの維持に必要な財源は確実に不足することが見込まれます。

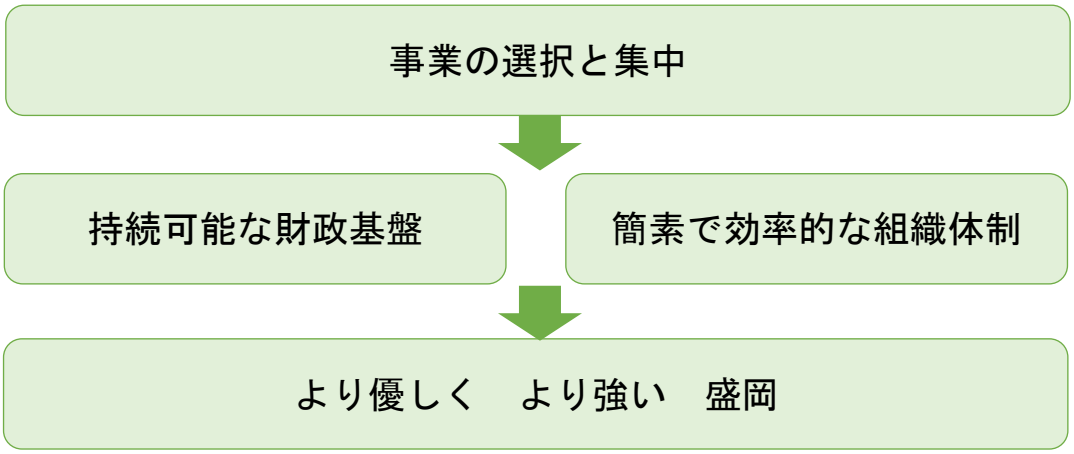
将来を見据えて必要な市民サービスの維持・向上を図るとともに、総合計画の共に目指す将来像を実現していくため、さらに、これから10年先、20年先をしっかりと見据え、「より優しく、より強い盛岡」の実現に向け、未来創造プロジェクト事業の推進や大規模事業、新規事業等を実施するためには、持続可能な財政基盤と簡素で効率的な組織体制を確立する必要があることから、自治体経営改善方針及び実施計画を策定し、集中的に取組を進める必要があります。



２　自治体経営改善方針の趣旨、集中取組期間及び目標

(1) 趣旨

総合計画の共に目指す将来像を実現していくため、さらに、これから10年先、20年先をしっかりと見据え、人口減少社会に対応した「より優しく、より強い盛岡」の実現に向け、持続可能な財政基盤と簡素で効率的な組織体制を確立するため、全庁を挙げて実施する全事業の精査と抜本的な見直し、積極的な歳入の確保等、具体的な取組内容を自治体経営改善方針の取組項目として整理し、必要な事業の推進を図ります。



(2) 取組期間

取組期間は、令和７年度から令和11年度まで（令和８年度～令和12年度当初予算編成）の５年間とします。

このうち、令和７年度及び令和８年度（令和８年度及び令和９年度当初予算編成）の２か年を集中取組期間とし、行財政運営の効率化に向けた取組項目を集中的に実施します。

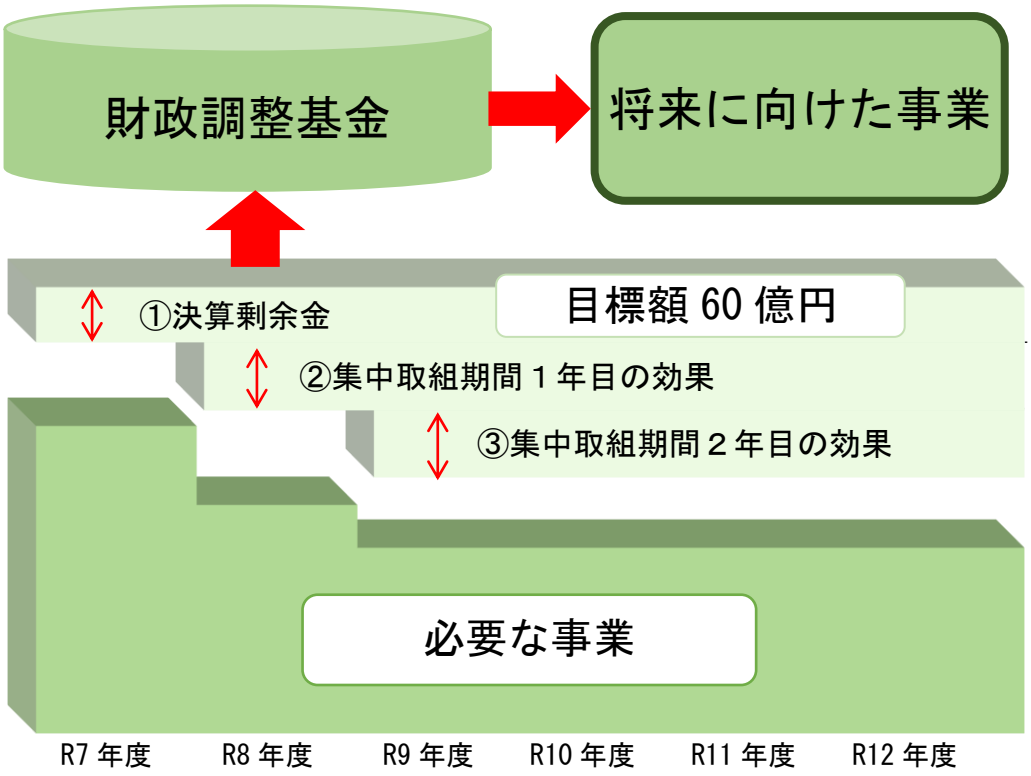
集中取組期間：令和７・８年度
※令和 12 年度当初予算編成まで取組効果を維持
※中・長期的な取組については、集中取組期間以降も継続

(3) 財源確保目標額の設定

行財政運営の効率化等により実施する持続可能な財政運営の確立に向けた数値目標として、令和12年度末までに60億円を目安に財源を確保することを目標とします。

【目標額に向けた年次計画】※歳出における一般財源

・令和８・９年度当初予算　　：前年比５億円の減額
（２年間で 10 億円の減額）
・令和 10 年度以降の当初予算：令和９年度と同額を維持



（※各年度の予算においては、歳入の状況により、変動が生じる場合があります。）

選択と集中による財源確保のイメージ

３　自治体経営改善方針における５つの柱

自治体経営改善方針の取組項目を次の５つの柱に整理します。

５つの柱	取組項目	区分
(1) 事務事業の精査と見直し	・全事務事業の精査	歳出
	・事務事業の抜本的見直し	歳出
	・予算編成方式の見直し	歳出
(2) 受益者負担の見直し	・公共施設の使用料見直し	歳入
	・職員の駐車場利用の有料化	歳入
(3) 積極的な歳入確保	・基金の安全かつ効率的な運用の推進	歳入
	・税外収入の確保	歳入
(4) 大規模事業の実施時期等の見直し	・予定される大規模事業の優先順位付け	歳出
	・公共施設保有最適化の推進	歳出
(5) 組織・定数の見直し	・組織機構の見直し	組織・定数
	・定員の適正化	組織・定数
	・行政ＤＸの推進	組織・定数

↓

ヒト・モノ・カネの選択と集中

↓

持続可能な財政基盤

簡素で効率的な組織体制

4　自治体経営改善方針の実効性確保

(1) 事務事業評価の実施

行財政運営の徹底した見直しのため、令和８年度及び９年度の当初予算編成に当たっては、全ての事務事業を一定の基準で評価して優先順位を付し、収支バランスを見極めながら実施の可否を検討します。

(2) 自治体経営改善方針全体の管理

自治体経営改善方針の実効性を確保するため、市長公室自治体経営改善事務局において進捗状況を管理するとともに、取組の進捗状況を公表します。

(3) 総合計画との関係

盛岡市総合計画基本構想では、共に目指す将来像の実現に向けて５つの自治体経営の理念を定め、自治体経営に取り組むこととしています。

自治体経営改善方針は、市の自治体経営の取組を短期間で集中的に促進する役割を担います。



第２　具体的な取組について

１　事務事業の精査と見直し

事務事業については、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、全事務事業について一斉評価を実施し、見直しや重点化を図ることにより、令和８・９年度は、前年度当初予算から一般財源ベースで５億円程度削減するとともに、令和10年度以降も同水準を維持することとします。

なお、予算編成方式等についても見直し、各部等の主体的な事務事業の見直しを促進します。

【取組の方向性】

⑴　全事務事業の精査

・全事務事業（経常的経費を除く。）について一斉評価を実施します。

・一斉評価を通じて、事務事業の見直し、重点化及び改革改善を図ります。

・評価の結果、事務事業の優先順位を付して、当初予算編成の基礎資料とします。

担当課等	予算事業担当課、自治体経営改善事務局、企画調整課、財政課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	一斉評価 ⟶	⟶	

⑵　抜本的な事務事業の見直し

・一斉評価を踏まえて、全事務事業の整理・統廃合を行います。

・経常的な経費について、真に必要な経費であるか検証を行います。

担当課等	予算事業担当課、自治体経営改善事務局、財政課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	整理・統廃合の検討 （全事業）	整理・統廃合の検討 ⟶ （未実施分）	⟶

⑶　予算編成方式の見直し

・予算編成における各部等の主体性を高めることにより、事業の見直し、経費の節減及び合理化を促進するため、一定の財源（一般財源）をあらかじめ配分し、その配分額の枠内で事業予算を調整し、要求する方式（枠配分方式）の採用を検討します。

担当課等	自治体経営改善事務局、財政課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	枠配分方式の採用検討	必要に応じて検討 ⟶	⟶

２　受益者負担の見直し

施設の維持管理や市民サービスの提供に必要な経費には、公費と利用する人（受益者）からの使用料等が充てられています。

これまで、定期的に「かかる費用」と「各料金収入」のバランスが適当なのか検証を行いながらも、利用者増に係る検討などを優先し、個々の使用料等の見直しまでには至らなかったところですが、将来にわたって安定的な市民サービスを提供するためには、サービスを受ける人に対し、適正な負担を求めることも必要であることから、各種使用料等の見直しを行います。

受益者負担の見直しは市民生活に影響を及ぼすことから、見直しにあたっては、民間が提供するサービスや周辺市町の状況等も考慮しながら検討します。

また、職員の駐車場利用について現状を整理するとともに、有料化について検討します。

【取組の方向性】

⑴ 公共施設の使用料見直し

・全施設について、各施設において受益者に負担をお願いする割合のほか、運営に係る経費（原価）と利用面積や利用者数などをもとに、受益者負担の状況を検証するとともに、その結果に基づいて公共施設の使用料の改定を行います。

・使用料の減免制度についても、検証を行います。

担当課等	施設所管課、財政課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	検証・条例改正等	使用料改定	

⑵ 職員の駐車場利用の有料化

・職員の駐車場利用の状況を整理し、有料化について検討します。

担当課等	管財課、施設所管課、職員課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	現状整理、有料化検討	→	→

３　積極的な歳入確保

財政健全化のため、市はこれまでも徴収対策等の強化により、市税等の収納率の向上を図っており、一定の成果をあげてきたところです。

将来にわたり安定した行財政基盤を構築するためには、市税等に加え、市有財産の活用などによる新たな歳入確保策を講じる必要があります。

【取組の方向性】

⑴ 基金の安全かつ効率的な運用の推進

・支払に必要な流動性を阻害しない範囲内で、安全かつ有利な国債等の債券での運用割合を増やすことによる収益向上を検討します。

担当課等	会計課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	運用方法の検討 →	→	→
	運用開始 →	→	→

⑵ 税外収入の確保

・ふるさと納税（個人版、企業版、クラウドファンディング型）について、返礼品の魅力向上やＰＲ方法の工夫、積極的な市場調査等により、寄付額の増額を図ります。

・公共施設へのさらなるネーミングライツの導入を推進します。

・未利用市有地等については、貸付等による有効活用を推進します。

・公共施設内のエレベーター、発行冊子等への広告掲載を検討します。

担当課等	都市戦略室、財政課、管財課ほか		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	ふるさと納税ＰＲ等 →	→	→
	ネーミングライツ導入 →	→	→
	市有地等活用検討 →	→	→
	広告掲載検討 →	→	→

４　大規模事業の実施時期等の見直し

市は、市民ニーズや地域の人口規模に応じた施設の適正配置の計画等に基づき、様々な事業を実施してきたところですが、行財政運営の効率化を目指す局面においては、事業規模の大きい事業については、財源の確保が特に課題となります。

集中取組期間においては、既に着手済の事業だけでなく、今後予定されている大規模事業についても、必要性や実施時期を改めて検証する必要があります。

また、人口減少社会に対応した公共施設の設置数や規模等について、改めて検討する必要があります。

【取組の方向性】

(1) 予定される大規模事業の優先順位付け

・事業内容を十分に検証し、集中取組期間経過後における事業実施の優先順位付け（先送り、中止を含む。）を行います。

担当課等	工事担当課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	対象事業抽出 事業内容検証等 →	→	→

(2) 公共施設保有最適化の推進

・既に廃止又は譲渡の方向性が決定している施設については、速やかに実施に向けた取組を行うこととします。

・施設の集約化を図る際の基準を明確にし、人口減少社会に対応した施設規模となるよう検討します。

担当課等	施設所管課、資産経営課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	廃止・譲渡の実施 →	→	→
	施設規模検討 →	→	→

５　組織・定数の見直し

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民のニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制の構築を推進するとともに、自治体規模、行政目的に見合った適正な職員定数となるよう、毎年度見直しを行います。

また、業務の効率化を図るため、業務改革（ＢＰＲ）を進め、行政ＤＸを推進します。

【取組の方向性】

⑴ 組織機構の見直し

・課、係等間における業務量の偏りについてチェックするとともに、効率的な事務執行による時間外勤務の縮減に向け、組織の再編、統廃合及び業務移管による業務量の平準化を図ります。

・迅速な意思決定及び業務の効率化を図るため、類似、関連する業務を行っている組織の再編・統合を推進します。

・特定の行政課題等に対応するために設置した事務局や室については、当初の目的、現在の取組内容及びこれまでの成果等を踏まえ、組織の再編・統廃合を図ります。

・人数の少ない係においては、職員間のフォロー体制やコミュニケーションの量に限界があり、働き方改革や人材育成の観点から課題があることから、組織の再編・統合を検討します。

担当課等	職員課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	組織機構見直し ――	――	――▶

⑵ 定員の適正化

・事務事業の見直しによる事業の廃止や縮小を進めるほか、業務の効率化を推進し、自治体規模、行政目的に見合った職員定数の適正化を図ります。

担当課等	職員課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	定員の適正化 ――	――	――▶

⑶ 行政ＤＸの推進

・業務量の軽減及び効率化を図るため、業務改革（ＢＰＲ）を進め、行政ＤＸを推進します。

担当課等	情報企画課		
スケジュール	７年度	８年度	９年度以降
	行政ＤＸの推進 ――	――	――▶